

接続委員会の設置

平成二十年九月三十日
情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会決定第二号

本部会に、電気通信事業法第六十九条に規定する諮問事項のうち、接続等に関するものについて調査を行うため、次の委員会を設置する。

一 名称

接続委員会

二 構成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。
 - 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
 - 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。
 - 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
 - 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。
- 三 関係者の出席等
- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。
 - 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。